

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市中野地域ケアプラザ
所在地	横浜市栄区中野町400番地2
事業者指定番号	1473500047
管理者・連絡先	石田 奈央子 電話 045-896-0706
サービス提供地域	横浜市栄区、港南区

2 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 ル・プリ
代表者名	理事長 桑折 良一
法人本部所在地	横浜市旭区金が谷 550 番地
実施事業の概要	(1) 高齢者支援施設（事業所）の管理・運営 ・地域ケアプラザ（奈良、青葉台、中野、日下） ①地域包括支援センター （介護予防支援事業 / 介護予防ケアマネジメント） ②居宅介護支援事業 / 介護予防支援 ③通所介護（介護予防） / 通所型サービス ※青葉台を除く ④地域活動交流事業 ⑤生活支援体制整備事業 ・小規模多機能型居宅介護事業所（晴） ・訪問介護（介護予防） / 訪問型サービス事業所（らいふけあ中野） ・居宅介護（介護予防）支援事業所（ケアリンク中野） (2) 障害者支援施設（事業所）の管理・運営 【事業内容】 施設入所支援 / 福祉型障害児入所施設 / 生活介護 / 短期入所 / 計画相談支援 / 就労継続支援（B型） / 共同生活援助（包括型） / 居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 移動介護 / 計画相談支援 / 自立生活アシスタント事業 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 障害児相談支援 (3) 児童支援施設（事業所）の管理・運営 【事業内容】 保育所 / 児童養護施設 / 子ども家庭支援センター / ふれあい塾

3 職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います	1 名（常勤兼務）
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	ケアマネジャーは、ご利用者とその家族からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います	5 名（常勤兼務）

4 勤務体制

平 日 (月)～(金)	午前8時半から午後5時まで 月曜日から金曜日まで（但し変則勤務のためこの限りではありません）祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます
緊急連絡先	事業所連絡先にて 24 時間体制で受付けます。

5 サービス提供方針

- （１） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- （２） 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- （３） 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 サービス内容

- （１） 居宅サービス計画の作成
利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- （２） 行政、サービス事業者との連絡調整
居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。

- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握し、その都度記録します。
- (4) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供
利用者が介護保険施設への入所を希望した場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。
- (5) 24時間電話での相談支援
休日や夜間帯でも24時間の連絡体制を確保し、相談支援に取り組みます。
- (6) 居宅介護支援の利用料について
法定代理受領の場合は、全額介護保険制度から給付されるため自己負担はありません。

居宅介護支援利用料

居宅介護支援費(I)(i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45件未満	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費(I)(ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～60件未満	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費(I)(iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

特定事業所加算

算定要件		加算Ⅱ 421 単位	特定事業 所医療介 護連携加 算 125単位
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること	○	
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	
⑤	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	
⑥	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	
⑦	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	

算定要件		加算Ⅱ 421 単位	特定事業 所医療介 護連携加 算 125 単位
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	
⑩	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件以上でないこと（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している時には 50 件以上でないこと	○	
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること	○	
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	
⑬	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること		○
⑭	前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を 15 回以上算定していること		○
⑮	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること		○

その他 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	250 単位
入院時情報連携加（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	200 単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者提供した場合算定	400 単位
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	必要に応じ利用者が診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師などに利用者の心身の状況や生活環境などの情報連携を行い、居宅介護サービス計画に記録した場合	50 単位

介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	介護報酬 総単位数の 2.1%
-------------	---	-----------------------

7 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

事故及び事故に際して取った処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

ただし、事業者の責めに帰すべき理由のない場合にはこの限りではありません。

8 主治医および医療機関との連携

利用者の主治医および関係機関と、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、入院時には、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて下さい。

9 他機関との各種会議等

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、オンライン等を活用しての実施を行います。利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、オンライン等を活用して実施します。

10 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、退職後においても秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

11 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備し、担当者を定め委員会（オンライン開催を含む）および研修・訓練を定期的に行い、委員会の結果を職員に周知します。

12 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練、計画の見直しと変更を定期的に行っています。

14 当事業所が前6か月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

訪問介護（ヘルパー）	27%	福祉用具貸与	56%
通所介護（デイサービス）	27%	地域密着型通所介護	15%

前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	たすけあい栄 25%	らいふけあ中野 15%	あっとほーむケア訪問看護ステーション 12%
通所介護	横浜市中野地域ケアプラザ 66%	クロスハート栄・横浜 11%	ルネサンス元氣ジム港南台 10%
地域密着型通所介護	デイサービスさぼてんの花 2号館 30%	リハビリデイセンター悠本郷台 11%	一織庵 横浜港南台 11%
福祉用具貸与	メディケアセンター横浜南 23%	けやきサポート横浜 19%	サクラサービス追浜営業所 17%

15 研修

事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

採用時研修：採用後3か月以内 継続研修：月1回以上

16 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当職員のほか、次の窓口で対応します。

電 話 番 号	045-896-0706
FAX 番 号	045-896-0713
相談苦情・受付者	石田 奈央子
そ の 他	相談・苦情については、上記受付者が随時受け付けており、受け付けた相談・苦情は申出人の了承を得て苦情解決責任者、第三者委員会へ報告をし、申出人と話し合い解決に努めます。又、受付から解決・改善までを記録し個人情報を除き、報告書、広報物にて実績を公表します。尚、当法人で解決出来ない苦情は「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」に申し立てることが出来ます。

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコールセンター （横浜市苦情相談コールセンター）	（電話） 045-263-8084
横浜市（栄区役所） 高齢・障害支援課	（電話） 045-894-8547
横浜市（港南区役所） 高齢・障害支援課	（電話） 045-847-8495
神奈川国民健康保険 団体連合会（国保連）	（電話） 045-329-3447
横浜市福祉調整委員会	（電話） 045-671-4045